

○東北大学学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園施設使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園施設（以下「施設」という。）の使用について定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 施設は、次の各号に該当する場合に使用できるものとする。

- 一 東北大学の職員及び学生が東北大学学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園（以下「分園」という。）において教育研究実習を行う場合
- 二 他大学又は学術機関が分園において教育研究実習を行う場合
- 三 その他東北大学学術資源研究公開センター植物園長（以下「園長」という。）が特に認めた場合

(使用許可の願出)

第3条 施設を使用しようとする者は、使用許可願書を園長（以下「園長」という。）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 園長は、前条の願出があった場合は、その使用目的等を検討し、適当と認めるものについて必要な条件を附して許可するものとする。

- 二 園長は、前項の規定により使用を許可したときは、使用許可書を交付する。

(使用許可の取消等)

第5条 園長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- 一 東北大学学術資源研究公開センター植物園において公務上必要が生じたとき
- 二 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの内規及び許可条件に違反したとき

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 公共の保安、衛生及び風紀を守り、かつ職員の指示に従うこと
- 二 施設及び施設の設備及び備品等（以下「施設等」という。）の保全並びに秩序の維持に努めること
- 三 施設使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させないこと
- 四 職員の指示以外で火気を使用しないこと

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月28日改正)

この内規は、平成29年6月1日から適用する。